

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月28日

【会社名】 S C S K株式会社

【英訳名】 S C S K Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 井 戸 信 英

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲3丁目2番20号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 代表取締役  
財務・リスク管理グループ分掌役員 熊 崎 龍 安

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲3丁目2番20号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 代表取締役  
財務・リスク管理グループ分掌役員 熊 崎 龍 安

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社の保有する債権について、取立不能となりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1)当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

債務者の名称 ゲン・キャピタル株式会社（旧C S Kファイナンス株式会社）

住所 東京都港区虎ノ門五丁目11番1号

代表者の氏名 代表取締役社長 榎本 英治

資本金 100百万円

### (2)当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当該債務者に対する貸付債権（以下、「本貸付債権」という）は、平成21年9月に株式会社C S Kホールディングス（後に株式会社C S Kに商号変更）がA C Aプロパティーズ投資事業有限責任組合にC S Kファイナンス株式会社（現ゲン・キャピタル株式会社）を譲渡した際に、同社が保有していた不動産関連資産等（以下、「資産等」という）に対する貸付債権のうち、回収可能性が高い資産等に紐付いた貸付債権を、当社と株式会社C S Kの合併後も継続保有してきたものです。

本貸付債権に紐付く全ての資産等の譲渡処分が平成25年3月28日に完了し、譲渡代金等をもって貸付債権を回収するものの、資産譲渡額が貸付債権の残額に満たないため、一部の貸付債権の取立が不能となり、本貸付債権について債権放棄することとしたものです。

### (3)当該債務者に対する債権の種類及び金額

短期貸付金 10,317百万円

### (4)当該事実が当社の事業に及ぼす影響

本貸付債権の当該取立不能額につきましては、合併以前に株式会社C S Kにて貸倒引当金を全額計上済みであり、合併に伴い当該貸倒引当金を承継していることから、当期の業績において本件に係る損失は発生いたしません。また、当期の業績予想に変更はございません。

以上